

大和市告示第107号

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年5月18日

大和市長 大 木 哲

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱（平成27年大和市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付け国住指第4984-2号国土交通省住宅局長通知）」を「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日付け国住街第222号、国住市第155号国土交通省住宅局長通知別添）」に改める。

第3条中「、当該年度の予算の範囲内で補助を行うものとし」を削る。

第6条第1項中「6分の5を乗じて得た」を「相当する」に改める。

第7条第1項中「耐震診断義務対象建築物事前相談書」を「大和市耐震診断義務対象建築物事前相談書」に改める。

第8条第1項中「補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震診断）又は耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震設計）」を「申請者は、大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震診断）又は大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震設計）」に改め、同条第2項中「耐震診断義務対象建築物補助金交付決定通知書」を「大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付決定通知書」に、「補助対象者」を「申請者」に改め、同条第3項中「耐震診断義務対象建築物補助金不交付決定通知書」を「大和市耐震診断義務対象建築物補助金不交付決定通知書」に、「補助対象者」を「申請者」に改める。

第9条中「前条第2項の規定による通知を受けた補助対象者」を「補助事業者」に改める。

第10条第1項中「第8条第2項の規定による通知を受けた補助対象者」を「補助事業者」に、「耐震診断義務対象建築物補助金交付変更申請書」を「大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付変更申請書」に改め、同条第2項中「耐震診断義務対象建築物補助金交付変更決定通知書を補助対象者」を「大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付変更決定通知書を補助事業者」に改め、同条第3項中「耐震診断義務対象建築物補助金交付変更不交付決定通知書」を「大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付変更不交付決定通知書」に、「補助対象者」を「補助事業者」に改め、同条第

4 項中「補助対象者」を「補助事業者」に、「耐震診断義務対象建築物事業変更届」を「大和市耐震診断義務対象建築物事業変更届」に改める。

第 1 1 条の見出しを「（申請の取下げ）」に改め、同条中「補助対象者」を「補助事業者」に改め、「第 8 条第 2 項の規定による通知を受けた後に」を削り、「を取りやめよう」を「の中止等により第 8 条第 1 項の規定による申請を取り下げよう」に、「耐震診断義務対象建築物事業取りやめ届出書」を「大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付申請取下書」に改める。

第 1 2 条中「補助対象者」を「補助事業者」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「補助対象者」を「補助事業者」に、「耐震診断義務対象建築物事業完了報告書」を「大和市耐震診断義務対象建築物事業完了報告書」に改める。

第 1 4 条中「耐震診断義務対象建築物補助金額確定通知書」を「大和市耐震診断義務対象建築物補助金額確定通知書」に、「補助対象者」を「補助事業者」に改める。

第 1 5 条、第 1 6 条及び第 1 8 条中「補助対象者」を「補助事業者」に改める。

別表第 3 第 1 0 号様式の項中「大和市耐震診断義務対象建築物事業取りやめ届出書」を「大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付申請取下書」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 6 条の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。